

告訴状

東京地方検察庁

検事正 伊丹俊彦様

告訴人 東京都墨田区堤通2-3-1-1208

大高 正二 73才

電話番号 030-3223-2780

私は、事件番号 裁 24年(ウ)ホ1860号の被告人です。

2013年2月28日の弁護人の4名連名により、私の勾留理由開示請求を東京高等裁判所の刑事部に致しました。

(か) 裁判長井上弘通により、同年3月7日の請求は却下されました。

却下理由は「同一勾留については、勾留開始された当該裁判所において、一回限り許されるものと解すべきである」と昭和29年8月5日の最高裁判例を引き合いに生じて記述しています。

この事実は決定書に記述されています。

憲法34条には「(前文略) 何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない」と定められています。

これに依ると、1審とか2審とかの時機の制限はありません。又、回数制限もありません。

私自身も初めての勾留理由開示請求でした。

従って、勾留理由開示請求の却下は憲法34条違反

です。

この事によって、勾留理由が無いままに長期勾留を強いられ、多大な精神的苦痛を受け、体調も損なわれました。

それ故、井上弘通を刑法194条違反で告訴します。

以上。大高正二(大高)

2014年2月20日。

